

お客様各位

エム・エフ・リビングサポート株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う弊社対応について

4月7日に、政府より、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県等を対象とし、効力を5月6日までとする新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。弊社では、この発令を重く受け止め、管理組合の皆様をはじめとするお客様および弊社従業員の安心・安全・健康を第一に考え、これまで以上に感染症拡大防止策を講じることを目的として、下記のとおり対応させていただきます。

お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 発令期間中の勤務体制について

一般の緊急事態宣言発令を受け、在宅勤務・シフト勤務等を実施いたします。これに伴い、弊社業務について一部縮小あるいは中止とさせていただきます。

2. 発令期間中のマンション管理業務について

(1) 緊急対応業務

緊急対応業務は継続して実施いたしますが、従業員の一斉感染による業務停止を防止するため、分散勤務等の対応をしており、通常より大幅にお電話が繋がりにくくなることが想定されます。

(2) 機械警備業務・施設警備業務

機械警備業務（設備異常等による警備会社出動業務）・施設警備業務（防災センター等）は、継続して実施いたします。

(3) 清掃業務・受付等業務

管理員等スタッフの派遣を縮小あるいは中止させていただきます。これに伴い、清掃業務については、ゴミ出し作業とこれに付随する共用部清掃作業のみ実施し、その他の日常清掃業務ならびに受付業務等については、原則として中止いたします。また、定期清掃業務は、中止または延期いたします。

(4) 各種点検等業務

ライフラインにかかわる点検業務（消防設備・電気・ガス・水道・エレベータ等）は実施いたします。その他の点検業務および専有部に入室する業務については、原則として中止または延期いたします。

(5) 出納・会計業務

出納・会計業務（管理費等の引落とし・管理組合からの支払い等）は、継続して実施いたします。

※なお、今後の状況変化により、上記内容を変更させていただく場合がございます。

以上